

宮崎市スポーツ少年団表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、宮崎市スポーツ少年団規程第4条第1項第5号に基づいて、宮崎市スポーツ少年団の健全育成に貢献した者及び単位団等に対して行う表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 次の各号に該当するもので、専門部長又は事務局の推薦するものとする。但し、指導者にあつては指導歴10年以上とする。

- (1) (育 成 功 労 賞) 宮崎市スポーツ少年団の振興に著しく功績のあった者
- (2) (単位団育成功労賞) 指導者として、単位団の育成に著しく功績のあった者
- (3) (団活動優良団体賞) 活動が顕著で他の模範となる単位団

(申請の方法)

第3条 専門部長又は事務局は、表彰に該当するものがあるときは別に定める期日までに、宮崎市スポーツ少年団表彰推薦書(様式第1号, 第2号)に必要な事項を記載して、本部長に提出するものとする。

2 本部長は、選考にあたって次条に規程する表彰委員会に諮るものとする。

(表彰委員会)

第4条 表彰委員会は、本部長・副本部長をもって構成する。

(表 彰)

第5条 表彰は表彰状及び記念品を授与して行う。

(表 彰 期 日)

第6条 表彰は、毎年1回宮崎市スポーツ少年団又は公益財団法人宮崎市スポーツ協会が主催する式典等において行う。

附 則

この規程は、平成23年5月2日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日に一部改正する。

宮崎市スポーツ少年団表彰規程 申し合わせ事項

- 1 育成功労賞（3項目全てに該当する者）
 - ・ 専門部活動以上の振興に著しく功績のあった者
 - ・ 指導歴または所属歴が15年以上あること
 - ・ 宮崎市スポーツ少年団憲章を遵守していること

- 2 単位団育成功労賞
 - 指導歴10年以上であること
 - ・ 公立学校教員にあつては、前任校（市外も含む）での指導歴及び市内勤務年数を考慮する。
 - ・ スポーツ少年団指導者資格を保有する者
 - ・ 宮崎市スポーツ少年団憲章を遵守していること

この申し合わせ事項は、平成23年5月2日より施行する。

この申し合わせ事項は、令和2年4月1日に一部改正する。